

防犯優良マンション 認定制度のご案内

犯罪のない
安全で安心な
三重のまちづくり



共同認定機関 / 公益社団法人 三重県防犯協会連合会
一般社団法人 三重県建築士会
NPO 法人 三重県防犯設備協会
後援 / 三重県警察

三重県防犯優良マンション認定制度の概要

認定制度の目的

侵入犯罪の防止に配慮した構造及び設備が一定の基準に適合したマンションを「防犯優良マンション」として認定、登録、公表することで消費者に対して防犯に優れた住まいの情報提供と防犯性能の高い住宅の普及に努め、犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに寄与することを目的としています。

認定の対象

三重県内の4階建以上の共同住宅で、分譲、賃貸、公営、民営、既存、新築、を問いません。

制度の特長

設計段階から審査が可能で、設計段階審査に適合した物件には設計段階適合証を発行し、申請者は広告活動等に使用できます。

竣工審査適合物件には「認定証」と「認定プレート」を交付し、認定機関のホームページに掲載、公表します。

認定の有効期間

5年間（審査により更新できます）

申請の手続き

1. 申請書の提出先

申請書の提出窓口は(公社)三重県防犯協会連合会です。

2. 申請に必要な書類

- ① 認定登録申請書
- ② 同意書
- ③ 手数料支払い確認書
- ④ 認定基準チェック表
- ⑤ 付近見取り図、配置図
- ⑥ 建築図面（必要なもの）
- ⑦ 設備図面（必要なもの）
- ⑧ 保守管理等の関係書類
- ⑨ その他認定機関が必要とする図書など



認定プレート

申請に必要な書類は下記ホームページからダウンロードしてください。

NPO法人 三重県防犯設備協会 ホームページ
<http://www.miebouhan.com>

審査・認定

運用規程、認定基準に沿って共同認定機関（三重県防犯協会連合会・三重県建築士会・三重県防犯設備協会の三団体）が審査・認定を行い、認定審査は、設計段階の書類審査と竣工段階の現地審査の2段階の審査を行い、三重県建築士会の建築士と三重県防犯設備協会の防犯設備士が審査にあたります。

また、現地審査終了後、共同認定機関の三団体で構成する認定委員会を開催し基準適合の判定を行います。

手数料

認定機関が定める手数料規定により申請時に納付していただきます。

① 審査・認定手数料

(税込み・単位：円)

法定延べ床面積	新築	既存
3,000㎡ 以下	290,000	210,000
3,000㎡ 超 1,000㎡ 毎の加算額	50,000	35,000

② 登録の変更にかかる手数料

(税込み・単位：円)

床面積に関わらず一律	50,000
------------	--------

③ 認定証更新の手数料

(税込み・単位：円)

法定延べ床面積	認定手数料
3,000㎡ 以下	125,000
3,000㎡ 超 1,000㎡ 毎の加算額	22,000

三重県防犯優良マンション 審査認定の手順

認定機関では事前相談を受け付けておりません。ご質問等は下記の団体に直接お問い合わせ願います。

申請手続きについては、公益社団法人三重県防犯協会連合会へ、審査、認定、認定基準については、社団法人三重県建築士会またはNPO法人三重県防犯設備協会までお問合せください。



●お問合せ先●



NPO法人 三重県防犯設備協会

〒514-0131 三重県津市あのかつ台4丁目7-7 [三重電業(株)内]

TEL 059-232-0303 FAX 059-232-5586 ホームページ <http://www.miebouhan.com>